

女性委員会通信

253
2018.12.28

東京都港区新橋六 七 一 川ロビル六階
 全国労働組合連絡協議会 女性委員会
 TEL 〇三 五四〇三 一六五〇
 FAX 〇三 五四〇三 一六五三

2019年も元気に！

女性差別・ハラスメントを

許さない職場を求めていこう

11月17日(土)東京・飯田橋にあるSKプラザにおいて「闘う女たち！大集合」～差別・ハラスメント・解雇にめげず闘う女たち 語り合おう！～と題して第28回全労協女性委員会総会を開催した。

三部構成の一部は、9月の学習会で好評だった酷い国会審議を可視化した「国会パブリックビューイング」短編を上映。15分ほどの内容だが国会答弁のおかしさが分かる。

次いで柚木代表から議案提案が行われ、参加者からの発言が続く。

フジビ闘争解決御礼に続きFAユニテッド闘争団の争議報告、非正規差別を許さないと労契法20条裁判を闘う全国一般東京東部労組メトロコマース支部、全国一般東京労組の全労東伸社ユニオンの職場報告と医薬経済社分会の解雇争議、パワハラと闘うテレビ東京制作の闘いの報告、郵政ユニオン女性部から非正規差別の闘いと職場報告の報告、女性ユニオンからマタハラ裁判の闘いと来年1月開催の「未来を拓く

女性と労働組合」シンポジウムの呼びかけ等が行われて議案を補足した。

この総会で代表幹事が柚木康子さんから全労協常任幹事の中原純子さんにバトンタッチされた。

二部の総会記念講演は中野麻美弁護士による「自衛隊を憲法に書き込むつてどんなこと」ジェンダーの視点から」を行い、安倍政権の改憲を許さない為にも女性たちの行動こそ重要であることを確認した。

三部の交流会では恒例赤かぶのご馳走に舌鼓を打ち楽しく懇談。大阪の郵



女性委員会・次期幹事会のメンバー

平和なくして平等なし、平等なくして平和なし

中野弁護士は「平和とは何か」と、この画を見せてくれた。2014年7月1日集団的自衛権行使を容認する閣議決定、2015年9月の強行採決の戦争法制定によりクーデター的解釈改憲＝国民の憲法制定権の侵害、法の支配の逸脱＝国民代表制の破壊、女性の排除＝平和を軍事に置き換え女性の権利の否定が行われた。

戦争法の審議の時、国会に公述人にも参考人にも一人の女性も呼ばれていない。戦争法成立以降、自衛隊は実質的に米軍の指揮下に置かれ、共同訓練は国会承認も不要で着々を拡大している。日本が戦闘に巻き込まれる危険は極めて高くなった。武力容認の姿勢は女性・子供への暴力を拡大し、防衛予算は専守防衛の枠をこえて拡大し、国民は生活・生存の危機が深刻に。アベノミクスの一億総活躍は、高齢者は筋トレし低賃金で活躍、女性は2人以上の子供を産んで(4人産めば表彰)低賃金で活躍、サラリーマンは企業の自由に競争と選別の道具にされて活躍と道具化され総動員されている。さらに女性は構造化された差別と暴力にさらされていると各国の事例を紹介された。

「平和なくして平等なし、平等なくして平和なし」として憲法9条と24条の重要性にも触れ、最後にナチスからの生還者の「あなたたちが今なすべきことは、想像力を発揮し、共に働き、真の絆を育み、そしてあまり怖がらずに、人間の持つ人間性に希望を抱き、現在、あなたの生活している場所で注意深い証人になることでしょう」等の言葉を紹介し、私たちは歴史に責任を持っているとまとめてくれた。

平和とは何か



働き方「改革」関連法の 省令・指針の動き

6月末に強行採決された働き方関連法は労働政策審議会で労働時間関連の省令指針づくりから始まり、同一労働同一賃金については11月27日に了承となり、今関連部会での確認が進んでいる。高度プロ法の省令指針についても12月14日に諮問がなされた。

同一労働同一賃金関連の省令・指針（ガイドライン）はパート・有期関連と派遣関連にわかれている。パート・有期関連は労契法20条裁判の判決もあり若干の改善が期待されるが、雇用管理区分の違いによる「格差」が容認される仕組みは変わっていない。派遣関連は、派遣先の同じ仕事をする労働者との比較が原則のはずが、派遣元の労使協定方式が容認されるため、大半はこの協定方式になる事が懸念される。女性は登録型派遣で働いているケースが多いが、派遣元の労使協定への参加はできるのか、厚労省が資料として提示した賃金リストでは最低賃金を下回るものもあり、派遣労働者の賃金低下が懸念される。

ハラスメント対策・ ハラスメント禁止にはならず

労政審雇用環境・均等分科会では9月19日から女性活躍推進法・均等法の見直しとハラスメント対策について審



安倍9条改憲NO! 辺野古新基地建設は断念を! 安倍政権退陣!
12.19国会議員会館前行動に約2700名を超える仲間が集結した

議が進んでいた。経営側はすべてに消極的、このままではいけないと院内集会で労働委員から状況報告を受けた。分科会あて要請書が出され、傍聴もいっぱいに関心が集まる中、パワーハラスメントの事業主の措置義務が法制化された。

12月14日には報告案を了承、建議となった。女性活躍推進法は101人以上の企業も対象となった。来年には法案要綱の労政審審議が行われ、通常国会にも上程される予定だ。

2018年4月に発覚した財務省事務次官によるセクハラ事件にみられるように、均等法でセクハラ防止の措置義務が規定されながらセクハラが相変わらず蔓延し女性たちに大きな被害を及ぼしていた。またパワーハラスメントによる健康障害や過労自死が問題となつてきているのに「ハラスメント禁止」の法制化が見送られ、事業主への措置義務にとどまったのは残念だ。

2019年ILO総会では「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約と勧告が批准される予定だ。少しでも国際基準に近づくよう来年の法案審議では実質的改善や早期の見直しを求めていく。

2019全労協・東京全労協団結旗開き

2019年1月11日(金) 18:30、新橋・交通ビルB1

旗びらきに女性たちも参加しよう!

郵政ユニオンの労契法20条裁判 高裁でも勝利!

12月13日午後、郵政で働く非正規労働者による労契法20条裁判の東京高裁判決があった。

地裁の判決を一部修正し、損害賠償額は約2倍となった。

しかし肝心の賞与については認められず、原告たちは最高裁へ上告する予定だ。19年1月24日には西日本の裁判が高裁判決が予定され、2月20日にはメトロコマース支部に20条裁判で高裁判決が出る。

非正規差別はNO!
判決に注目しよう!



12月13日、東京高裁で労契法20条の判決があった。

ジェンダー平等度 2018年は110位に

12月18日例年よりおくれで世界経済フォーラムによるジェンダー

日本の男女平等度合いを分野別にみると

100点満点に換算、順位は149カ国中。!は世界平均

政治	女性の議員と閣僚はほとんど増えておらず、女性の首相もまだ誕生していない	今回 8.1点 125位 ↓
		前回 7.8点 123位
経済	賃金格差など5項目全てで点数は上がったが、順位は後退。特に管理職の登用で後れをとっている	59.5点 117位 ↓
		58.0点 114位
教育	初等・中等教育は100点。高等教育の就学率の男女格差は縮小しているが、順位は103位に後退	99.4点 65位 ↑
		99.1点 74位
健康	健康寿命と出生児の男女比で評価。1位は40カ国あり、日本はそれらの国々に次ぐ順位	97.9点 41位 ↓
		98.0点 1位
総合		66.2点 110位 ↑
		(149カ国中)
		65.7点 114位
		(144カ国中)

2018年12月19日 朝日新聞より

平等度が公表された。昨年144カ国中114位、2018年は149カ国中110位とほんの少し上昇。でも政治分野、経済分野、健康分野で昨年比順位がダウン、教育分野での改善が要因のようだ。いずれにしても先進国最低の位置は不動だ。長時間労働が蔓延し、セクハラ、マタハラ、パワハラが横行する職場の改善なしに口先ばかりの「女性活躍」では状況は変わらない。いつになったら世界から周回遅れに政権や経営陣は気がつくのだろうか。